

# 学校安全（総論）

東京学芸大学教職大学院  
教授 渡邊正樹



独立行政法人教職員支援機構

# 目次

---

- 1 学校安全の意義と目的
- 2 安全管理
- 3 安全教育
- 4 危機管理マニュアル
- 5 学校事故対応

# 1 学校安全の意義と目的

---

# 学校安全の意義

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことである。

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

人々が自他の安全を確保するためには、個人だけでなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていかなければならない。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（2019）より

# 第3次学校安全の推進に関する計画

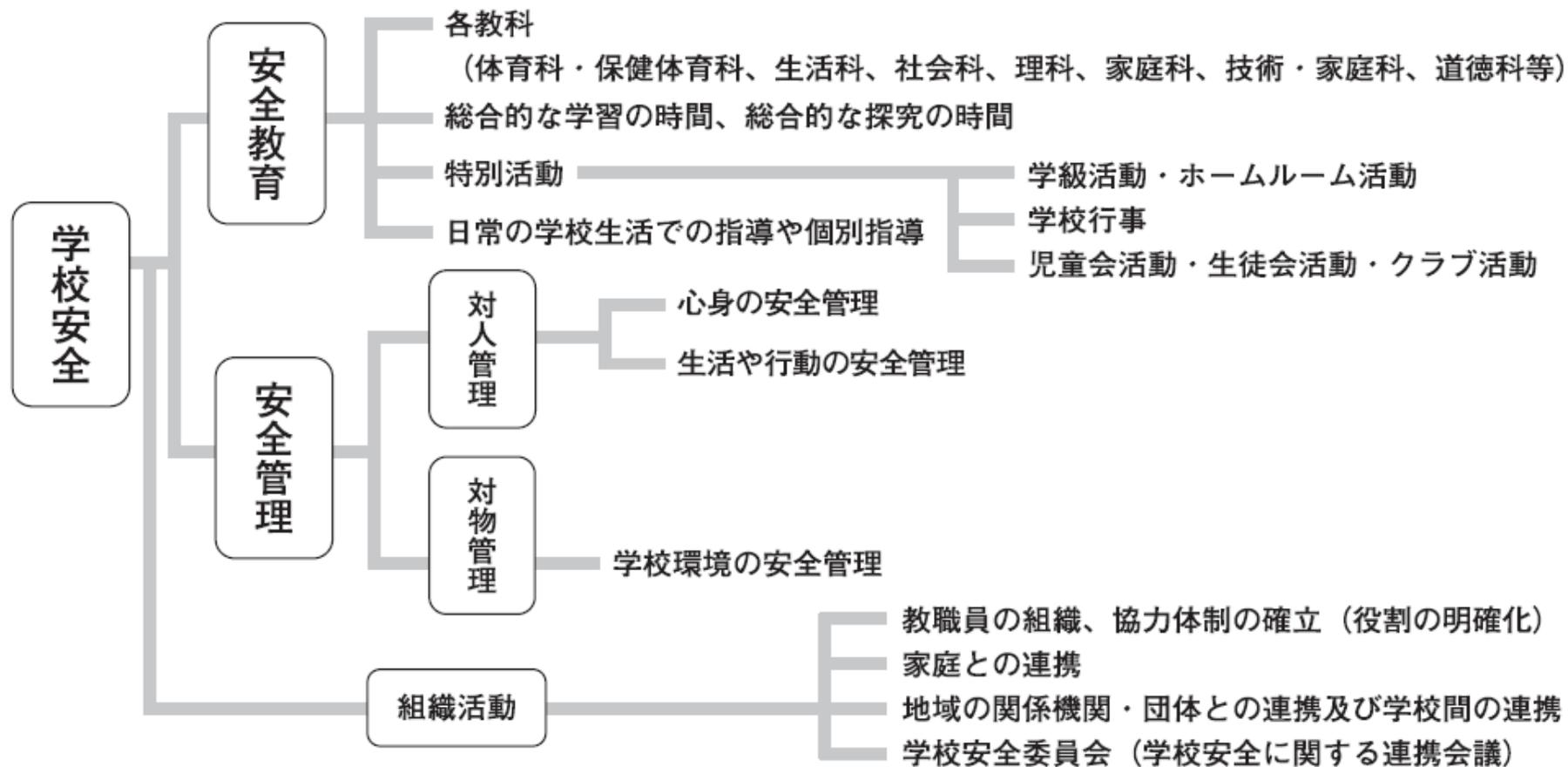
令和4年3月25日閣議決定

計画期間：令和4年度から令和8年度

## 目指す姿

- ・全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- ・学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロとすること
- ・学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

# 学校安全の体系図



# 学校安全の領域

- ①「生活安全」：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ②「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- ③「災害安全」：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

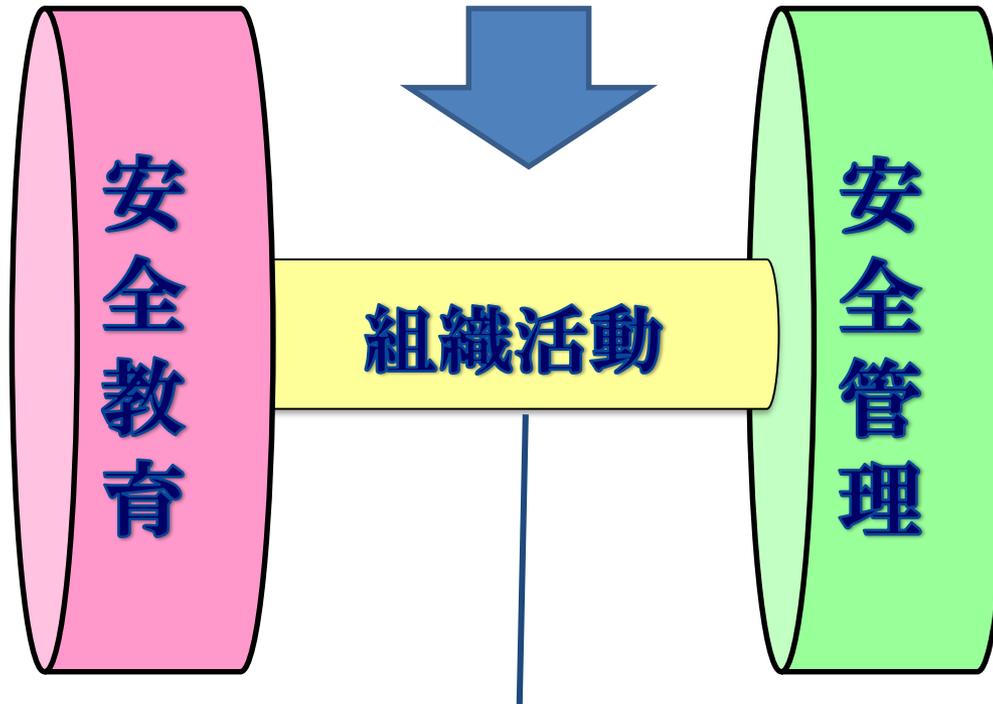
# 学校安全の法的根拠

## 学校保健安全法

平成21年4月施行

- ・ 学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全確保を図る上で支障となる事項に対する必要な措置（校長の責務）
- ・ 児童生徒等の安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な**学校安全計画**の策定による学校安全の充実
- ・ 各学校における危険等発生時対処要領（**危機管理マニュアル**）の策定による的確な対応の確保
- ・ 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

学校安全計画  
(学校保健安全法第27条)



校内の協力体制・研修  
家庭及び地域社会との連携  
(学校保健安全法第30条)

## 2 安全管理

---

# 安全点検

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施 設・設備及び防火、防災、 防犯に関する設備などに ついて	毎学期1回以上、幼児、 児童、生徒又は学生が通 常使用する施設及び設備 の異常の有無について系 統的に行わなければならない（規則28条第1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員 全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用す ると思われる校地、運動 場、教室、特別教室、廊下、 昇降口、ペランダ、階段、 便所、手洗い場、給食室、 屋上など	明確な規定はないが、各 学校の実情に応じて、上 記（規則28条第1項）に準 じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸 会や文化祭、展覧会な どの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣での 火災などの災害時 ・ 近隣で危害のおそれの ある犯罪（侵入や放火 など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を 設定	必要があるときは、臨時 に、安全点検を行う（規 則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活 動を行うと思われる箇所 について	設備等について日常的な 点検を行い、環境の安全 の確保を図らなければな らない（規則29条）

# 安全点検の種類と対象



周囲に防護柵が設置された天窗



滑り降りることができないように  
突起を設けた側壁

文部科学省

「学校施設における事故防止の留意点について」(2009)

# 安全点検の種類と対象



窓に設置された手すり



開口幅が制限された片開き窓  
開くときに、身を乗り出して  
転落しないよう手すりも設置  
(二重に配慮されている)

文部科学省

「学校施設における事故防止の留意点について」(2009)

# 学校施設の 水害・土砂災害 対策事例集

令和3年6月

 文部科学省



通用門に設置した止水板



◀ 防護壁による  
対策前の部室棟



防護壁による▶  
対策後の部室棟

# 3 安全教育

---

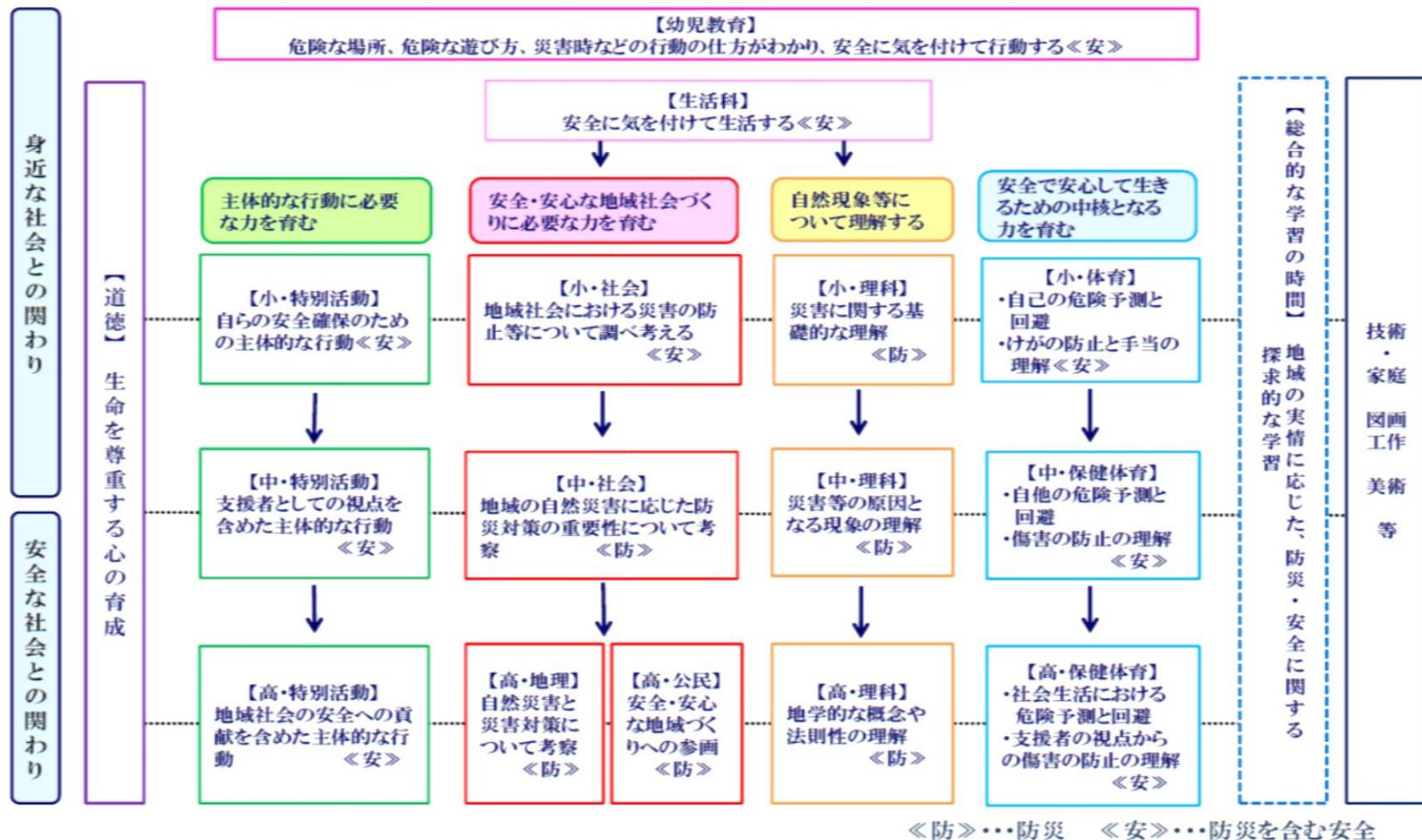
安全に関する指導は、  
体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

小学校学習指導要領総則（2017）より

# 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申） 平成28年12月

## 防災を含む安全に関する教育のイメージ

### 教科等横断的な視点から教育課程を編成



# 安全に関する資質・能力

## (知識・技能)

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

## (思考力・判断力・表現力等)

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

## (学びに向かう力・人間性等)

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたたりする態度を身に付けていること。

# 発達段階を踏まえた安全教育



# 生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていきます。

この方針を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することになりました。ついては、教職員各位におかれても「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について十分了知されるとともに、生命の安全教育の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

## 1. 生命の安全教育 概要

- 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

### 対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

### 実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

# 生命（いのち）の安全教育

## 小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを  
さわられていやなきもちになったら、  
どうすればいいかな？

## 中学生向け 教材例

### 性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手から  
ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間に起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力
<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。</li> <li>殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。</li> </ul>	<p>こんな思い込みをいませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相手を怒らしたり、束縛しすぎるのが愛情表現</li> <li>愛が強いほど暴力は許される</li> <li>愛が強ければいらい女は素直にならなければならない</li> </ul>	<p>親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分がいやだと思ったことはいやと言える</li> <li>相手がいやがることはしない</li> </ul>	

## 小学生（高学年）向け 教材例

### SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は  
本当に信らいしていい人なのかな？

SNSで知り合った人と会いこんで  
やりとりしていて、仲良くなってきたから

その人と実際に会ってみることにした！

① ② ③ ④

① SNSで知り合った人と会いこんでやりとりしている

② その人と実際に会ってみることにした

③ 待ち合わせ場所に行ってみたら、居た人とは違ってびっくり

④ SNSで知り合った人と会いこんでやりとりしている

## 高校生向け 教材例

### 性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、  
相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない
--------	--------	----------

SNS等を通じた被害を例にすると...

自分の下着姿や裸の写真を 撮ったり、送ったりしない	相手の下着姿や裸の写真を 送ったり、SNSに投稿したりしない	誰かの性的な写真が送られてきたら、 そのまましないで 信頼できる人に相談しよう
------------------------------	-----------------------------------	---

# 4 危機管理マニュアル

---

# 学校の危機管理マニュアルの作成

子供たちの命を守るために



## 学校の危機管理マニュアル 作成の手引



学校における危機管理		
事前の危機管理 予防する	個別の危機管理 命を守る	事後の危機管理 復旧・復興する
<p>2-1 体制整備 p.6へ</p> <p>2-2 点検 p.10へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な点検の実施</li> <li>事故等情報を生じた点検</li> <li>関係機関と連携した点検</li> </ul> <p>2-3 避難訓練 p.14へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的を明確化した点検</li> <li>地域関係機関等と連携した訓練</li> </ul> <p>2-4 教職員研修 p.15へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校安全の中核となる教員の育成と校内研修の充実</li> </ul> <p>2-5 安全教育 p.16へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全に関する資質・能力の育成</li> <li>教育活動を通じた取組 (地域安全マップの作成)</li> </ul>	<p>実際の対応時は、マニュアルをの適切な判断と指示が必要です。理解しておくことが大切です。</p> <p>見る余裕はありませんが、教職員事前に全教職員がしっかりと</p> <p><b>緊急事態の発生</b></p> <p>3-1 事故等発生時の対応の基本 p.18へ</p> <p>3-2 様々な事故等への対応 p.21へ</p> <p>3-3 不審者侵入への対応 p.24へ</p> <p>3-3-1 登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応 p.32へ</p> <p>3-3-2 交通事故への対応 p.34へ</p> <p>3-3-3 気象災害への対応 p.36へ</p> <p>3-3-4 地震・津波への対応 p.41へ</p> <p>3-3-5 新たな危機事象への対応 p.42へ</p> <p>3-9 幼稚園等における留意点 p.47へ</p> <p>3-10 特別支援学校等における留意点 p.48へ</p> <p>3-11 寄宿舎における留意点 p.49へ</p>	<p>4-1 事後の対応 p.50へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒等の安否確認</li> <li>引渡しと待機</li> <li>教育活動の継続</li> </ul> <p>4-2 心のケア p.52へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康観察によるストレス症状等の把握と対応</li> </ul> <p>4-3 調査・検証・報告・再発防止等 p.53へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査による原因究明</li> <li>調査結果に基づく再発防止策</li> <li>保護者等への丁寧な説明と継続的な支援</li> </ul>
<p>「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない事故等にきちんと備えることが重要です。</p>		

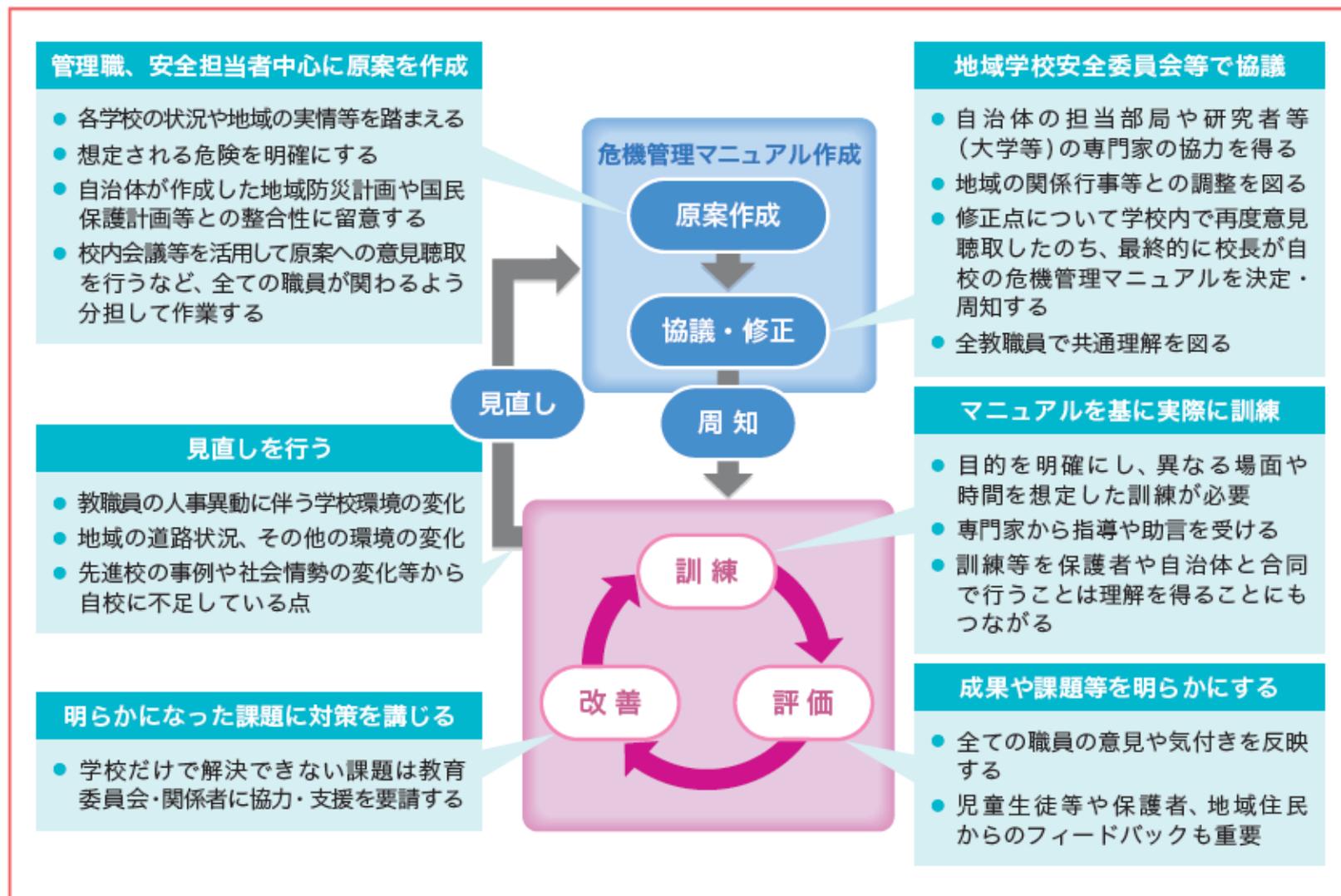
●事前の危機管理(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)

●個別の危機管理(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)

●事後の危機管理(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)

# 危機管理マニュアルの見直し

## <危機管理マニュアル作成・見直しの手順例>



# 危機管理マニュアルの評価・見直し

## 学校の「危機管理マニュアル」等の 評価・見直しガイドライン（概要版）

作成の背景

平成30年度末の時点での危機管理マニュアルの作成状況・・・97.0%  
危機管理マニュアルの見直しを行った学校・・・9.2, 2%  
→高い整備率となっているが、**有事の際に機能するかの検討が必要**

平成29年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、市町村地域防災計画において要配慮者に位置付けられた学校の中で、浸水想定及び土砂災害警戒区域に立地している学校は、**避難確保計画作成の義務及び自治体への提出が必要**

令和3年5月に災害対策基本法の一部を改正する法律が成立  
**「避難勧告」を廃止→「避難指示」の一本化による見直しが必要**

そこで、各学校において危機管理マニュアルを見直し、改善の視点や考え方、その他参考となる情報を記載した本ガイドラインを作成

### ◆本ガイドラインの 危機管理区分及び構成

#### 事前の危機管理

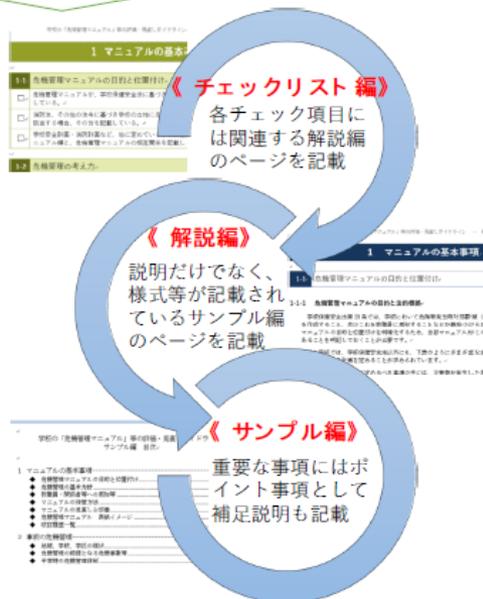
- 現状及びリスクの把握
- 危機の未然防止対策
- 危機発生に備えた対策

#### 発生時（初動）の危機管理

- 疾病者発生時の対応
- 犯罪被害発生時の対応
- 交通事故発生時の対応
- 災害発生時の対応
- その他の危機事象発生時の対応
- 教育活動の様々な局面における事故災害等発生時の対応

#### 事後の危機管理

- 事後（発生直後）の対応
- 心のケア
- 調査・検証・報告・再発防止等



危機管理マニュアルの作成後は、学校を取り巻く状況の変化を踏まえ、関係省庁や自治体の担当部局や研究者等の専門家の協力を得ながら、学校で実施した訓練等の検証結果、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進的な取組事例などを基に、常に実践的なものとなるよう改善を行う必要がある。

「第3次学校安全の推進に関する計画」より

各学校がチェック結果に応じて必要な箇所を見直す際に活用

# 5 学校事故対応

---

# 学校事故対応に関する指針（2016年）

## 「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

### 未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

### 事故発生

### 事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

### 初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については、都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

### 学校の設置者による詳細調査への移行の判断

### 詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

### 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

## 趣旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。

このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

# 調査の目的

- ・ 日頃の安全管理の在り方等，事故の原因と考えられることを広く集めて検証し，今後の事故防止に生かすため
- ・ 被害児童生徒等の保護者や児童生徒等及びその保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- ・ 調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない

# おわりに

## 文部科学省・学校安全ポータルサイト



MEXT  
文部科学省  
×  
学校安全  
School Safety

都道府県・政令市教育委員会作成資料

都道府県・政令市教育委員会が作成している防災教育をはじめとした安全教育に関する資料、副読本、リーフレットなどを紹介します。

> 都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

### What's New 新着情報

6月  
1  
2016

今月のニュース「平成28年6月号」  
を掲載しました。

4月  
1

学校安全ポータルサイト「文部科学  
省×学校安全」へようこそ！！



### 文部科学省作成資料取 組・事業

これまでに作成した副読本やリーフレット、現在実施している事業・取組を紹介。



### 今月のニュース

学校安全に関する全国を取組や、文部科学省からのお知らせなどを紹介。